協議会だより

二〇二七年度・こども家庭庁の概算要求の概要

概算要求とは、各省庁が財務省に予算を要求するものです。例年の予算編成では八月末に各省庁の要求が出そろい、一二月下旬の予算案決定まで、財務省が精査し、政府予算案が決まります。その後、年明けの通常国会で審議が行われて、予算が決定します。

二〇二六年八月三一日、令和九（二〇二七）年度のこども家庭庁の概算要求が、こども家庭庁ホームページに掲載されました。

今回の概算要求は、補正予算と当初予算の一体化や、成長分野で要求上限をなくしたことも要因の一つとなって、全省庁の総額が過去最大の一四三兆円となったことが報道されています。

こども家庭庁の「令和九年度予算概算要求のポイント」では、つぎのように説明されています。「『こども未来戦略』（令和五年一二月二二日閣議決定）等に基づき、既存事業の不断の見直しを通じて、国力の基盤につながるこども施策の質と実効性を一層高めるとともに、自治体間の施策状況や財政状況の違い等を踏まえ、地域のこども施策を力強く後押しする観点から①「こどもまんなか社会」を実現する基盤の確保／② 地域一体で「こどもの命と安全を徹底的に守る」支援の強化／③ 若者が希望を持ち、主体的に人生を選択できる環境の整備／④ 誰もが安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備／⑤ 困難な状況にあるこども・家庭への支援の充実／の五つを重点的な柱として、所要の予算を要求」。

また、「予算の使途の『全部見える化』と地方自治体の負担軽減」として、「こども家庭庁の全ての予算事業の使途情報を『全部見える化』（ネットで公表）」と同時に「補助金業務等に関する地方の事務負担を軽減」するためのシステム構築経費を要求しています。

こども家庭庁は、放課後児童クラブ関係予算として、三一七五億円の内数を財務省に要求しました。なお、内数とは、その補助金が一つの事業に使われるものではなく、複数の事業に使われる場合に用いられる用語です。具体的な内容はつぎのとおりです。

1. 運営費等　二三八九億円の内数
2. 施設整備等　八八億円の内数
3. 人材確保・研修等　〇・九億円
4. 待機児童の解消等に向けての居場所づくり構築　一二億円【新規】
5. その他、「こどもの居場所の確保」や「育成支援の内容の質の向上」　七〇〇億円の内数

「待機児童の解消等に向けての居場所づくり構築」として、以下の二つの新規事業への予算が要求されています。

（1）企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業　一〇億円……「企業等民間の創意工夫を活かした預かりの場や、職域や地域に密着した小学生の居場所を構築するための環境整備に係る実証的な取組を行う」と説明されています。「調査研究の実施」「小学生の預かり機能構築の実施」「成果物の提出」を一連のものとして行います。

（2）小学校高学年を対象にした放課後児童対策モデル事業　二億円……「高学年児童の発達段階や利用ニーズ等に応じた居場所を確保する必要がある。高学年のこどもが主体的に参加できる居場所の構築を図るモデル事業を実施する」と説明されています。「放課後の居場所づくり（学校が行われている平日を想定）」「こど

もが主体的に参加できる機会（プログラム等）の提供」「効果検証」を行います。

国はこれまで、学童保育について中長期的なプランを立ててきましたが、二〇二四年度以降は、単年度のパッケージを策定しています。国は、「待機児童解消」と「すべての子どもの居場所づくり」を理由に、二〇二五年度補正予算で「企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業」を予算化しました。しかし、子どもたちの「生活の場」は、大人が一方的に提供するプログラムを連続させたものでは置き換えられません。

二〇二五年一二月に策定された「放課後児童対策パッケージ二〇二六」では、「女性の就業率の伸び等を踏まえれば、登録児童数は二〇三〇年頃に約一六五万人でピークを迎えると推計され」るとして、受け皿整備の目標を掲げた一方で、既存の方策に加えて、「普通教室のタイムシェア」による場所の確保、「シルバー人材センターとの連携」そして資格の取得方法の容易化による人材の確保策があげられていました。

実際には、多くの自治体が少子化と人口減少、財政難、公共施設の再編の動きがあることなどを理由に、施設整備や質の向上に消極的になっており、公的な福祉としての学童保育事業が各地で充足できていません。

そのようななか、こども家庭庁は二〇二六年五月一日時点の放課後児童クラブ実施状況（速報値）で、「登録児童数」「利用できなかった児童数（待機児童数）」とあわせて、「自治体が関与している放課後のこどもの居場所を提供する事業を利用している児童の数」を公表し、さらに待機児童数からこの数を引いたものを「居場所確保要支援児童数」として示しています。これらにより、居場所事業によって、学童保育の待機児童の解消があたかも図られたかのように見せています。

こうした動きは、全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）が声をあげつづけてきた「待機児童の解消には、学童保育を必要とする地域に学童保育をつくり、増やしていくほかない」「有資格者の指導員が就労継続できるようにするために制度の拡充と、指導員の育成・定着に向けた方策として処遇改善を進めてほしい」「学童保育を児童福祉法上の、『市町村の努力義務』（第二一条九）ではなく『市町村による保育の義務』（第二四条）に、児童福祉事業（第六条の三②）から児童福祉施設（第七条）に位置づけてほしい」という要望とは相反するものです。

全国連協は、常に公的責任を求めてきた学童保育が、学童保育を必要とする子どもにとっては代替不可能な事業に埋没させられてしまわないかを懸念しています。

冒頭に説明したように、概算要求の額は、そのまま予算として決定するものではありませんが、それぞれの担当課や省庁の姿勢や方向性が如実にあらわれるものでもあります。そのため、全国連協の構成団体である地域連絡協議会が集う全国運営委員会は、四月にこども家庭庁への要望書について討議し、六月から七月にかけてこども家庭庁成育局成育環境課に要望書を提出するとともに懇談の場を持って、概算要求に要望を反映させる努力をしています（全国連協が提出した要望書については、本誌二〇二六年九月号「協議会だより」をごらんください）。

学童保育は日常的な生活の場であること、子ども同士や指導員と子どもの関係性を土台に「子どもの権利」を尊重し、文化の継承を大切にしてきたことに確信を持ち、保護者と指導員が共にある学童保育連絡協議会のつながりを、学童保育を守ること・よりよい学童保育をつくる取り組みにいかしていきましょう。